

他の手法との比較

生前の株式贈与のリスク	対応する制度	対応策の概要	留意点	遺言代用信託との比較
支配権喪失リスク	遺言代用信託(信託法)	委託者(現経営者)は生前は議決権行使の指図権を保有し、死後は受益者(後継者)に移転する旨の遺言代用信託を設定しておく。その結果、現経営者の死後空白期間が生じることなく後継者に経営権が移る。また、自社株の財産権のみを生前に後継者に移転することも可能。	同族間での株主権利の分割、贈与は節税目的以外の理由が必要と思われる。	議決権行使の指図権の有無は評価上考慮されない。登記も共に不要。
支配権喪失リスク	種類株(会社法)	株式を後継者に生前贈与しても、拒否権付き株式、取締役選任権付き株式等により、実質的に会社をコントロールし続けることも可能。大半の株式を生前贈与しても支配権を維持することが可能となった。	種類株の評価方法につき国税庁の見解が公表されたのは、配当優先の無議決権株式、社債類似株式、拒否権付き株式のみ。	種類株の発行には定款変更に伴う特別決議が必要で、定款変更登記が必要となる。議決権の有無は評価上考慮されない。拒否権付き株式が存在する場合、自社株に関する相続税・贈与税の納税猶予制度の適用ができない。
相続税評価額変動リスク	相続時精算課税制度	評価額上昇見込み時 株価の低いうちに、暦年贈与(少額)または相続時精算課税制度(多額)を活用して生前贈与。	相続開始前3年以前の暦年贈与は相続と完全切離し。一方、相続時精算課税制度は、相続税の計算時に贈与時の時価に戻して精算される。	株式の贈与により、現経営者は支配権を喪失する。遺言代用信託では、現経営者は生前は支配権を維持。
		評価額下落見込み時 相続まで待つ。または、暦年贈与で基礎控除(110万円)の範囲で毎年贈与。	相続開始前3年以内の暦年贈与は相続財産に加算される。	
遺留分減殺請求リスク	円滑化法の遺留分に関する民法の特例(除外合意)	遺留分算定基礎財産からの除外。	「合意」は累計で50%超となった後、1回のみ。既に過半数保有している場合、除外合意は不可。	除外合意により特定の承継者への株式集中が可能。その反面、他の遺留分権利者への代償が必要な場合がある。
納税リスク	取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度	取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度と同様に、一定の場合に株式贈与にかかる贈与税が免除されることで、税負担なしに会社支配権が承継できる。	適用要件と手続きが煩雑。	現行規定にはないが、信託を活用した現経営者が議決権行使の指図権を保持したまま委託者の立場にいた場合、自社株に関する相続税・贈与税の納税猶予制度の適用ができない懸念がある。